

(整理番号 636)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第4回大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年9月30日（月）
午後5時17分から午後7時47分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について審議が行われ、労使から以下の主張がなされた。
 - ・ 労働者を代表する労働者からは、労働協約の締結内容及び当該業種における事業場の支払能力等を考慮して、時間額1,120円が提示された。
 - ・ 使用者を代表する委員からは、当該業種の経常利益の状況及び最低賃金基礎調査結果等を考慮して、時間額1,116円が提示された。
 - (2) 三者協議、個別協議の審議の結果、時間額1,119円、発効日を令和6年12月1日とする旨、全会一致で議決され、大阪労働局長に対し答申が行われた。